

福祉保険制度 加入募集について

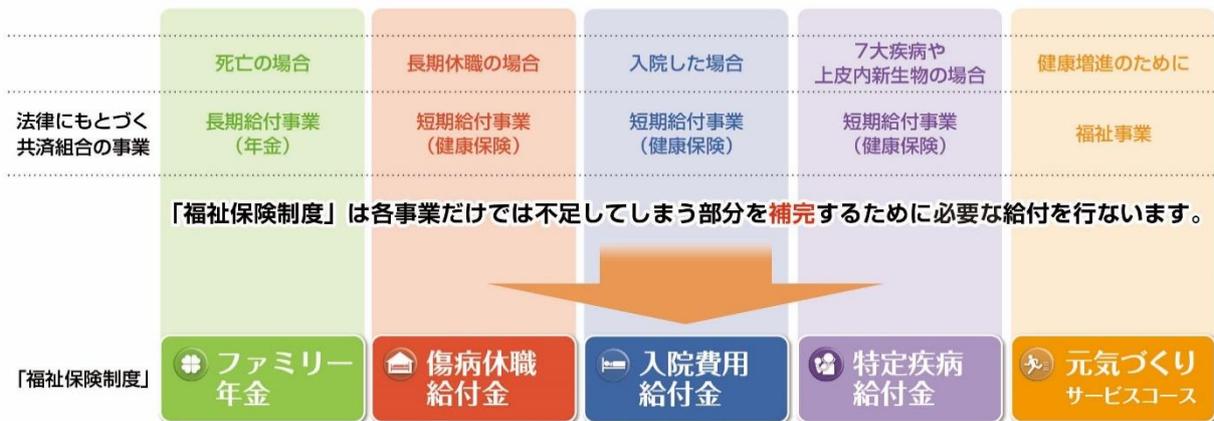
『福祉保険制度』のご案内

公立学校共済組合では、組合員及びそのご家族の皆さまの生活の安定と福祉の向上を目的として、長期給付事業や短期給付事業を補完する任意加入の「福祉保険制度」を運営しています。組合員の皆さまのニーズを考え設計された独自の制度となっており、令和5年11月現在、約100,000名の組合員（退職者を含む）及びそのご家族の方にご加入いただいています。

制度の特長

① 共済組合の各事業を補完

公立学校共済組合では、公立学校の教職員の生活の安定と福祉の向上に寄与することを目的とした各事業を行なっています。



② 保障は大きく、実質的な負担はひかえめ

- 共済組合の各事業を補完しつつ福祉の一層の増進を図るため、独自の保障を行ないます。
- 公立学校共済組合のスケールメリットを活かした手頃な保険料で、退職後も継続できます。
- ファミリー年金は1年ごとに収支計算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金として加入者に還付されます。
(令和4年度配当率約49.78%)

※配当率は、お支払時期の前年度決算により決定しますので、将来お支払いする配当金額は現時点では確定していません。

※傷病休職給付金、入院費用給付金（女性疾病給付金含む）、特定疾病給付金、元気づくりサービスコースには配当金はありません。

③ 毎年保障を見直すことができる

毎年、11月1日～翌年10月31日までの1年ごとの保険期間となっており、1年に一度の加入募集期間に保障内容を見直すことができます。生活・健康などの状況により、その時に必要と感じる保障内容の見直しを図ったり、家族構成の変化により家族の保障を拡充したり、毎年見直す機会があります。

「福祉保険制度」に加入、内容の変更をするには？

毎年6月～7月頃、各所属所（学校等）を通じて手続書を配付します。
締切日までに記入・押印のうえご提出ください。

(制度全般に関するお問い合わせ)

公立学校共済組合
福祉保険制度担当



0120-778-599 (通年)
受付 月曜日～金曜日(祝日・年末年始を除く) 10:00～16:00

制度内容の詳細は、公立学校共済ホームページ(福祉保険制度ホームページ)に掲載されているデジタルパンフレットをご覧ください。